

議第 43 号

令和6年度 近江八幡市一般会計補正予算（第12号）

令和6年度近江八幡市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

近江八幡市長 小西理

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域鉄道対策事業	41,378
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金事業	242,926
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園・保育所施設整備事業	422,779
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業	6,334
4 衛生費	1 保健衛生費	企業会計繰出金	10,600
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	606
8 土木費	2 道路橋りょう費	国庫補助市道改良事業	280,812
8 土木費	2 道路橋りょう費	国庫補助市道長寿命化事業	46,738
8 土木費	2 道路橋りょう費	単独市道改良事業	93,280
8 土木費	4 都市計画費	都市公園施設長寿命化整備事業	65,000
9 消防費	1 消防費	消防・防災施設整備事業	59,733
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	30,942
合 計			1,301,128

## 提案理由

総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費及び教育費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。